

随意契約理由

令和7年(2025年)6月5日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市住民総合システム端末設定業務委託
契約内容	住民総合システムのセットアップ作業
契約締結日	令和7年4月21日
及び契約期間	令和7年4月21日から令和7年7月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市西区土佐堀二丁目2番17号 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店
契約金額	759,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 住民総合システム及び戸籍総合システムは、富士フイルムシステムサービス株式会社が独自に開発したシステムであり、今回行う契約はそのシステムセットアップ業務にあたる。導入済の住民総合システム及び戸籍総合システムと密接不可分な関係にあり、他の事業者で端末増設に伴うセットアップ作業をさせた場合、トラブルが生じた際の責任が不明確になるなど、導入済のシステムの安定使用及び品質の確保に著しい支障が生じる恐れがあるため、随意契約を行うもの。